

2014年度 宇宙旅客運送に 関する法制度研究会 活動報告

主査 笹岡 愛美
(流通経済大学法学部准教授)

代読 中林 芽里(慶応大学)

Option1:「航空機」

機体の性質	安全性	運航事業者の旅客に対する責任	地上第三者責任	国家の責任
航空機	<p>原則: <u>耐空証明制度</u>(航空法11条1項本文) →耐空性審査要領等に従って審査 例外:「特別要件」、「同等安全性」、「適用除外」に該当する場合</p>	<p>約款の認可を受ける義務(航空法106条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際:旅客の死亡につき無限責任、11万3100SDRまでは厳格責任(1999年モントリオール条約) 国内:過失責任、約款による責任制限可(←消費者契約法による制約) 	<p>一般不法行為責任(過失責任。民法709条)</p> <p>※ 新・旧ローマ条約は未加盟</p>	なし
	<p>例外: 試験飛行等の特例(同項ただし書)→飛行許可のみで飛行可能 ※ ジャイロプレーン等については許可基準あり</p>	<p>運送事業のための使用不可</p>		

Option2:「宇宙物体」(※一部中間取りまとめ)

機体の性質	安全性	運航事業者の旅客に対する責任	地上第三者責任	国家の責任
<p>宇宙物体</p> <p>※ 中間取りまとめにおける定義: 「①人工衛星、②人工衛星打ち上げ用ロケット、③それ以外のロケットであって、地表から100km以上の高度に到達する性能を有するもの」</p>	<p>打上げ許可基準</p> <p>※ 中間取りまとめにはサブオービタル機を対象とした審査項目なし</p>	<p>N/A</p> <hr/> <p>特則を設けない場合: 一般法(民法、商法)適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 過失責任(商法590条)※運送人側が無過失を証明しないと免責されない 法定の責任制限なし(合意により可←消費者契約法による制約) 	<p>「宇宙損害」</p> <ul style="list-style-type: none"> 厳格責任 責任集中 損害賠償措置(TPL付保)の義務付け(中間取りまとめ) <hr/> <p>特則を設けない場合: 一般不法行為責任(過失責任。民法709条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 打上げ国責任(宇宙条約7条) 他国の地上第三者に対する無過失責任(責任条約2条) 「宇宙損害」の被害者に対する賠償につき国家補償(中間取りまとめ)

Option3:「航空機」に該当しない機体

機体(行為)の性質	安全性	運航事業者の旅客に対する責任	地上第三者責任	国家の責任
<p>航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為</p> <p>※「航空機」に該当しないものの例:ロケット、気球(有人含む)、模型飛行機、ハンググライダー、パラグライダー</p>	<p>機体の安全性につき審査基準なし</p> <p>※ 業界の自主規制</p> <p>※ 国土交通大臣の許可または通報の対象(航空法99条の2、航空法施行規則209条の3、209条の4)</p>	<p>一般法(民法、商法)適用</p> <ul style="list-style-type: none"> 過失責任(商法590条) ※ 運送人側が無過失を証明しないと免責されない 法定の責任制限なし(合意により可←消費者契約法による制約) 	<p>一般不法行為責任(過失責任。民法709条)</p>	<p>なし</p>

新しい法制度に向けた検討(※2013年度活動報告資料)

事項	中間取りまとめ	検討すべき事項
適用範囲	「宇宙物体」の打上げ等	<ul style="list-style-type: none"> • サブ・オービタル機は「宇宙物体」か？ ※登録条約との関係 • サブ・オービタル機による飛行は打上げに該当するか？ ※空中発射、海上発射を含める？ • 「地表から100km以上の高度に到達する性能を有するもの」に該当するか？ ※XCOR Lynx Mark Iなど <p>★サブ・オービタル機を含めた新たな適用範囲を設定する必要</p>
安全基準	<p>①技術的能力(人的、物的) ②第三者損害の賠償資力(国からの求償に対応する資力を含む) ③機体や射場の構造・性能が所定の要件を満たすこと(型式証明、ペイロードの安全性、射場の安全性等) ④国際社会の平和および安全を確保することに支障がないこと ⑤条約等にもとづく義務に反するおそれがないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 審査項目を増やす必要(騒音、排出物に関する規制、脱出機構に関する項目) • 人が乗る際の平和利用担保(宇宙条約の遵守)、武器の保持や自爆テロのセキュリティ対策も必要

事項	中間取りまとめ	検討すべき事項
技能証明・機長の認定	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> • 航空法との調整が必要か • 誰が認定するか。空軍パイロット、スペースシャトルパイロット（日本では役所が許可を出す）？ • ライセンス制度を確立するか。←活動法レベルには記載不要では。人的能力、打上げの許可・安全基準で対応すればよい？
異常時の対応	※ロケットの場合、異常時に飛行中断措置（推力停止）	<ul style="list-style-type: none"> • 有人機のため、同様には考えられない
旅客に対する義務と責任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> • 健康診断・訓練の実施、インフォームドコンセント • 死亡時賠償責任の免除 • 消費者契約法に反する部分については適用除外規定を設ける
第三者賠償（弁済保証機構）	「宇宙損害」について・・・厳格責任、責任集中、損害賠償措置（TPLの付保）の義務づけ、国家補償	<ul style="list-style-type: none"> • 責任集中は難しい • 調達すべき保険が高額すぎる。新たな算定方法を作るべき • 国家補償は必要か？

開催日程とテーマ

日時	テーマ
第1回 平成26年6月6日(金)	・外国法制の比較と論点の整理
第2回 平成26年9月26日(金)	・サブオービタル飛行に対する航空機関の役割 ・世界の「民間宇宙旅行」開発の現状と今後
第3回 平成27年1月20日(火)	・医療分野におけるインフォームドコンセントについて ・旅客運送契約に関する裁判例の紹介 ・「消費者」概念について